

全建労発第29号
平成23年7月19日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

東日本大震災に伴う災害復旧等に係る建設業附属寄宿舍
の法定基準の確保について（要請）

日頃は、本会の運営にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて先般の東日本大震災において、多くの労働者が災害復旧工事等に従事していますが、当該工事に係る建設業附属寄宿舍、またそのための用地の確保が困難となることから、労働基準法及び建設業附属寄宿舍規程で定める基準に適合しない寄宿舍の設置が懸念されるところです。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、寄宿舍の設置・運営については、労働基準法及び建設業附属寄宿舍規程の遵守等について、別添のガイドラインをご活用いただきますようご周知方よろしくお願い申し上げます。

以上